

仕様書

1 業務名称

市政広報物デジタルブック作成クラウドサービス等のライセンス取得及び支払代行業務委託

2 業務の背景と目的

市政情報の発信力強化を目的に、区の広報紙をはじめとした市政広報物を大阪市ホームページに公開している。市政広報物については、実際の冊子のように閲覧できるデジタルブックとして公開するため、デジタルブック作成機能を有するクラウドサービス又はソフトウェアを利用する。本業務は、デジタルブック作成機能を有するクラウドサービス又はソフトウェアを利用するため必要となるライセンスの取得を目的とする。

3 業務内容

本市が求める要件「6 機能要件」「7 非機能要件」を満たすライセンスを取得し、利用料の支払いを実施すること。

4 ライセンス有効期間・数量

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで・1ライセンス

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 機能要件

本業務のクラウドサービス等が備えるべき機能要件は、下表に示す。

なお、外部利用者とは、大阪市ホームページを閲覧する市民や事業者のことである。

項目	定義内容
基本操作	<ul style="list-style-type: none">本市職員が当該サービスにPDFファイルをアップロードすると、容易にデジタルブック内のコンテンツデータ作成ができること。
閲覧	<ul style="list-style-type: none">外部利用者がブラウザを利用して、ページをめくるような表示方法で閲覧ができること。外部利用者はアプリ等のインストールが不要で閲覧できること。
拡大縮小	<ul style="list-style-type: none">閲覧ページを元サイズから拡大できること。元サイズに縮小できること。拡大倍率は複数選択できること。
目次設定	<ul style="list-style-type: none">本市職員が目次を一括作成できること。(ファイルデータを読み込み一括作成など)目次を一覧表示し、指定したページへ移動できること。全体ページ数、閲覧ページ番号を表示できること。
キーワード検索	<ul style="list-style-type: none">外部利用者が閲覧時においてキーワードの検索ができること。
リンクの設定	<ul style="list-style-type: none">本市職員が指定するページや外部URLへ移動するリンク設定ができること。
印刷	<ul style="list-style-type: none">閲覧ページの印刷ができること。
ヘルプ表示	<ul style="list-style-type: none">外部利用者に対してデジタルブックの閲覧方法を示すコンテンツを備えていること。

7 非機能要件

本業務の非機能要件は、下表に示す。

なお、外部利用者とは、大阪市ホームページを閲覧する市民や事業者のことである。

項目	定義内容
利用時間	<ul style="list-style-type: none">当該サービスの利用時間は、24時間365日を保証すること。ただし、契約範囲外の障害要因等による時間は除くものとする。
利用環境	<ul style="list-style-type: none">インターネット接続が可能な本市職員PC端末

	動作環境 (外部利用者)	<ul style="list-style-type: none"> 使用するブラウザは Microsoft Edge、Chrome、Firefox、Safari を想定し、最新版で動作保証すること。 iOS、Android 等のスマートフォンで動作保証すること。
データ	目次データ	<ul style="list-style-type: none"> CSV 形式又は Excel 形式によるデータのインポートが可能であること。
	当該サービスにアップロードできる総容量	<ul style="list-style-type: none"> 1 GB 以上
	当該サービスにアップロードするファイル形式	<ul style="list-style-type: none"> Adobe ソフト (Illustrator、InDesign 等) のデータを PDF ファイルに変換したもの Office ソフト (Word、PowerPoint 等) のデータを PDF ファイルに変換したもの 全ページのデータを PDF ファイルにし、1 ファイルにまとめたもの (アップロードするデータ容量は 1 ファイルあたり 500MB 程度を想定) 本市職員がアップロードする PDF ファイルは文字検索ができるデータとする。
	当該サービスで作成するデジタルブック内コンテンツデータ	<ul style="list-style-type: none"> 当該サービスで作成するデジタルブック内のコンテンツデータは次の要件を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) HDD 等の媒体に保存できること。 (2) HTML 形式 (HTML 5) であること。
	本市公開用ホームページサーバーにアップロードするファイル形式	<ul style="list-style-type: none"> 当該サービスで作成したデジタルブック内のコンテンツデータは、本市サーバーにアップロードするため、次の要件を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) フォルダ及びファイル名は、半角英数字大文字・小文字、_ (アンダーバー)、- (ハイフン)、. (ドット) のみとする。(スペースは不可) (2) HTML 形式 (HTML 5) であること。
セキュリティ	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ブラウザを用いた接続は、セキュアな通信方法を採用していること。 クラウド上のデータは、ユーザ認証等によりセキュリティを担保し、他のサービス利用者からのアクセスができないこと。
その他	問合せ窓口	<ul style="list-style-type: none"> 当該サービスの利用にあたり、メール及び電話による問合せ窓口が設置されていること。(対応時間は平日概ね 10 時～17 時とする。)

8 ライセンス利用料について

発注するライセンス利用料は、本業務契約金額に含めること。

9 ライセンス許諾の確認

・本業務を適切に履行した結果、サービスの提供先から、必要なライセンスの許諾を受けることとなる。ライセンスの名義は「大阪市」とする。受注者は、ライセンス許諾が確認できるよう、適切に事務を行うこと。なお、ライセンス許諾の確認方法（サービス利用開始案内、Web 管理画面、ログインページが記載された電子メールなど）については、本市と協議のうえで決定する。

10 納品物等

- 契約締結後速やかに、本業務にかかる経費の内訳書を作成し、本市に提出すること。
- 契約締結後速やかに、デジタルブック作成に係る操作マニュアルを本市に提出すること。なお、Web サイト上に操作マニュアルを掲載している場合は提出不要とする。
- クラウドサービスを利用する場合、必要な接続アカウント（ユーザ ID）を履行開始までに本市に通知すること。なお、ソフトウェアを利用する場合は、履行開始までにインストール説明とともに本市に納品する。

11 業務完了報告

受注者は業務完了時に「業務完了報告書」(別途指定様式)を提出し検査を受けること。

12 その他

(1) 守秘義務

・受注者は、本業務の遂行上知り得た本業務に関する一切の情報は、本市の同意なくして第三者に漏洩または開示してはならない。

(2) 仕様書の解釈について

・契約締結後における本仕様書の疑義は、原則として本市の解釈によるものとする。本市の解釈によりがたいと本市及び受注者が認める場合は、本市と協議のうえ対応するものとする。

・本業務に係るライセンス取得経費、その他の諸経費は全て受注者の負担とする。

(3) クラウドサービス利用に係る免責事項について

・本業務で利用するクラウドサービスにおいて、クラウドサービス及びクラウドサービスプロバイダが起因となる不具合や障害、トラブルについては、受注者において責任を負う必要はない。

・本市とクラウドサービスプロバイダ間において必要な手続き等がある場合は、受注者が窓口となり支援を行うこと。

(4) 質問事項

・仕様書の疑義については、指定の方法により質問し、内容を熟知のうえ応札すること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、本市によるものとする。

13 再委託の禁止

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・「3 業務内容」の業務全般

・本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 担当

大阪市政策企画室市民情報部広報担当

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所5階 電話番号: 06-6208-7251

業務完了報告書

令和 年 月 日

大阪市政策企画室長 様

受注者
主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者(又は受任者)
の 氏 名

下記業務について完了しましたので報告します。

記

契約番号	大政第 号
契約年月日	令和 年 月 日
業務名称	市政広報物デジタルブック作成クラウドサービス等のライセンス取得及び支払代行業務委託
契約金額	
履行期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
業務完了日	令和 年 月 日
履行内容	

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(職員からの契約者に対する不当要求)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（政策企画室秘書部秘書課）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

（政策企画室秘書部秘書課 06-6208-7231）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること